令和7年度聖籠町休日保育のご案内

保護者の就労等により、日曜日・祝日に家庭で保育ができない児童を対象に、休日保育を行います。

対象児童 (次のいずれも 該当すること)	◆聖籠町内に居住し、保育園、認定こども園、幼稚園等の保育施設(以下、在籍園)を利用し、保育の認定(2号・3号・新2号認定)を受けている児童 ◆保護者の就労などにより日曜日・祝日に保育を必要とする児童 (受けている保育の認定の理由と同理由の場合に限ります。)
対象年齢	◆1歳0か月頃~小学校就学前
保育実施園	◆みんなの森どんぐり保育園(以下、実施園) 所 在 地:聖籠町大字蓮潟 3412-6 電話番号:0254-20-8925
保育開始月	◆令和7年6月~
保育を行う日	◆日曜日・祝日(園行事・年末年始(12/29~1/3)を除きます)
保育時間	◆午前7時~午後7時(最大保育時間) ※原則、以下の保育時間以外は延長保育となります。 ・2号、3号認定(短時間保育認定):8:00~16:00 ・2号、3号認定(標準時間保育認定):7:00~18:00 ・新2号認定(就労時間が月120時間未満):8:00~16:00 ・新2号認定(就労時間が月120時間以上):7:00~18:00
利用料金	◆無料(延長保育料は有料)
持ち物	◆(必須)弁当・おやつ・水筒・お昼寝布団・着替え等 (必要な方)おむつ・ミルク等 ※保育時間や児童の状況により持ち物が変わります。詳細は実施園へご相談くだ さい。
利用条件	◆休日保育を利用する児童は、利用日の前後2週間の間に、平日(日曜・祝日以外)に振替休日をとる必要があります。
利用手続きの流れ	 ◆事前手続き ※年1回 ①年度ごとに事前の利用登録が必要です。 ※「休日保育利用登録申請書(写真台帳含む)」と父母及び同居の60歳未満の祖父母の「休日就労証明書」を保育を利用したい日の1か月前までに、在籍園に提出してください。(各種様式は町 HP や在籍園・実施園にあります。) ②町が審査し、在籍園を通して許可決定通知書を交付します。 ◆利用申込の手続き ①休日保育利用希望日の前月の1日~15日の間に、振替休日として平日休む日を指定し、「休日保育利用申込表」を在籍園に提出してください。(1か月単位での申込となります。先着順ではありません。)(「休日保育利用申込表」は在籍園にあります。) ②利用可否を実施園が決定し、休日保育利用希望日前月25日頃までに、在籍園から保護者へお知らせします。(利用希望者が多数の場合は、利用希望者の状況を踏まえ、実施園が利用者を決定します。) ※児童の保育に必要な情報を実施園から在籍園へ聞き取りを行います。 ③休日保育利用当日に、在籍園の確認印が押印済みの「休日保育利用申込表」を実施園に提出してください。

◆発熱や体調不良、感染症の症状によっては、実施園の判断によりお預かりできな。 いことがあります。 ◆利用が確実な場合に申し込んでください。 ◆休日勤務が確かでない場合や、申込多数の場合は、お受けできないことがありま ◆利用日など申込内容に変更があるときや、利用する必要がなくなった場合は、直 ちに実施園へ申し出てください。 留意事項 ◆利用することが決まった後は、お子さんの病気によるやむを得ない事情などの特 別な事情がある場合を除き、キャンセルはしないでください。 ◆実施園と在籍園で利用者の状況について確認を行うほか、仕事を理由とした利用 などでは、勤務先へ勤務状況の確認を行う場合があります。 ◆休日保育を利用する日数分は、平日にお子さんをお休みさせてください。 ◆無断キャンセルや、万が一、不正な利用があった場合は、原則として以後の休日 保育の利用は認められません。 ◆事前登録申請や休日保育制度に関すること 聖籠町役場 子ども教育課 子ども・子育て支援係 どんぐり保育園 電話番号:0254-27-2111 お問合せ ◆休日保育の利用申込や保育内容に関すること 運野IC みんなの森どんぐり保育園

一利用の流れ一

電話番号: 0254-20-8925

